# 山梨県と明治安田生命保険相互会社との包括連携協定締結式

日時 平成30年10月11日(木) 11:00~ 場所 特別会議室

次 第

1 協定締結式

写真撮影、挨拶

山梨県知事 後藤 斎

明治安田生命保険相互会社

常務執行役 相楽 昌彦

2 共同記者会見

# 山梨県と明治安田生命保険相互会社との包括連携に関する協定書

山梨県(以下「甲」という。)と明治安田生命保険相互会社(以下「乙」という。) は、互いに連携し、県民が明るく希望に満ち、安心して暮らせる社会の実現に向けた県民サービスの向上に資するため、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

# (目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互の密接な連携及び協働により、地域の諸課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展及び県民サービスの向上を図り、県民が安心して暮らせる社会の実現に資することを目的とする。

#### (連携事項)

- 第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。
  - (1) 安全・安心・健康で暮らせる地域づくりに関すること。
  - (2) 防災及び減災に関すること。
  - (3) 観光振興及び県産品の販路拡大に関すること。
  - (4) 高齢者及び介護事業の支援に関すること。
  - (5) 経営発展を目指す企業等への支援に関すること。
  - (6) 子育て支援・男女共同参画等に関すること。
  - (7) その他、県民が安心して暮らせる社会の実現に関すること。
- 2 甲及び乙は、前項各号に定める連携事項に係る取り組みを効果的に推進するため、 随時協議を行うものとし、具体的な取り組み内容及び実施方法は、甲乙協議の上、取 組ごとに別途取り決める。
- 3 甲及び乙は、前条各号に定める事項を推進するため、県内市町村等との連携が図られるよう努めるものとする。
- 4 乙は、第1項各号に定める連携事項に係る取組の一部を、甲と協議の上、乙の関係 会社に実施させることができる。

#### (守秘義務)

- 第3条 甲及び乙は、前条定める協力により知り得た個人情報やその他プライバシー等 の情報を他に漏らしてはならない。
- 2 甲及び乙は、前条に定める協力事項等の検討及び実施により知り得た相手方の非公 開情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに、第三者に開示又は提供等しては ならない。なお、情報の開示又は提供等に当たっては、法令及び条例の定めるところ によるものとする。

3 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の 青務を負うものとする。

(協定の変更及び解除)

第4条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、本協 定を変更し、又は解除できるものとする。

### (有効期間)

- 第5条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1ヶ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間更新され、その後も同様とする。
- 2 甲又は乙のいずれかが、本協定の解約を希望する場合は、解約しようとする日の 1ヶ月前までに書面をもって相手方に通知することで、本協定を解約することができ る。

(協議)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合、 甲乙は誠意をもって協議の上、これを決定するものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年10月11日

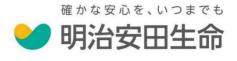
甲 山梨県甲府市丸の内1-6-1 山梨県知事

乙 東京都千代田区丸の内2-1-1明治安田生命保険相互会社 常務執行役

\_\_\_\_\_



報道関係者各位



2018年10月11日

山 梨 県明治安田生命保険相互会社

# 山梨県と明治安田生命が包括連携協定を締結

~山梨県の地域活性化と県民サービスの向上を目指して~

明治安田生命保険相互会社(執行役社長 根岸 秋男)は、山梨県(知事 後藤 斎)と、地方創生 に関する包括連携協定を締結しました。

山梨県が、生命保険会社と包括連携協定を締結するのは、はじめてとなります。

本協定の締結により、山梨県の進める諸施策に、当社が保険事業や社会貢献活動等を通じて培った知見やノウハウを提供します。加えて、当社の県内における営業網(1支社・8営業所の拠点網、従業員約260人)や全国規模のネットワーク(1,000を超える拠点網、4万人を超える従業員)を活用し、関係各方面とも広範にわたる連携を強化して、山梨県とともに地域社会の発展に取り組んでまいります。

#### ■山梨県との「包括連携協定」について

1. 名称

「山梨県と明治安田生命保険相互会社との包括連携に関する協定」

- 2. 主な連携事項
- (1) 安全・安心・健康で暮らせる地域づくりに関すること
  - ・地域での見守り活動を実施(訪問時での注意喚起、異変を察知した際の通報)等
- (2) 防災及び減災に関すること
  - ・日頃の活動の中で発見した危険個所の通報を実施等
- (3) 観光振興及び県産品の販路拡大に関すること
  - ・東京、大阪等で開催する異業種交流会の案内によりビジネスマッチングの機会を提供
  - ・県産品のPRを目的に当社の本社等での物産展の開催 等
- (4) 高齢者及び介護事業の支援に関すること
  - ・介護、健康づくり、終活等のライフプランセミナーの開催 等
- (5) 経営発展を目指す企業等への支援に関すること
  - ・Jリーグスポンサーと企業との個別マッチングの機会を提供
  - ・農業を含む成長分野への投融資での連携 等
- (6) 子育て支援・男女共同参画等に関すること
  - ・ヴァンフォーレの選手やコーチによる小学生向けサッカー教室の開催 等
- (7) その他、県民が安心して暮らせる社会の実現に関すること

以上

#### 【本件に関するお問合せ先】

山梨県総合政策部政策企画課(近藤) TEL 055-223-1553

明治安田生命保険相互会社業務部(島村) TEL 03-3283-8637